

○ 財務省令平成二十三年十月十五日第五条第十一項の規定に基づき、大藏省告示第三百四十五号（昭和五十七年大蔵省令第百三十号）により告示する。利付国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第百四十号）に規定する。

行省令平成二十四年十月十五日第六日公示す。財務大臣城島正光並びに第三百二十九条に規定する。

の法律発行名称及び根拠記述は、
社債條例（平成二十二年法律第百三十号）第百三十条第一項の規定による。

二 一 行省令平成二十四年十月十五日第五条第十一項の規定に基づき、大蔵省令第百三十号（昭和五十七年大蔵省令第百四十号）に規定する。

四 発行方法

用振替法の適用は、
（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

とて価のし定あ争う札価振の以律社二年第百三十利付債條例（平成二十二年法律第百三十号）第百三十条第一項の規定による。

す得格決、めつ入入（）へ格替適下（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

るらを定価らて札札に以を機用「振替法」（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

もれ募を格れ、と發によ下競争は受け法（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

のる入受競た価同時「争に日けるも」とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

に価額け争利格に付本銀も（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

よ格にた入率競に付格付（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

るをよ各札を争行（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

發そり申にそ札れ（）下入行（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

行の加込おのにる、「札わすし（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

（）發重みいの（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

以行平のて利お入価（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

下価均応募率い札格（）とい（平成十三年法律第七十号）第百三十条第一項の規定による。

非格し募入とてで競競い入の定

六

發

入価・別債行争非者特国札非
行札格第参市及入価・別債発競
発競Ⅱ加場び札格第参市行争
額行争非者特国発競I加場入

五

ハ 口 イ

方 募

入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を圃別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競
入場も加、た価格國定特あ争争
札特の者財後格競債め別つ入入
発別にご務に競争市る参て札札
行参よと大行争入場も加、と發
一加るに臣わ入札特の者財同行
と者発応がれ札發別にご務時一
い・行募各るの行参よと大にと
う第一限國入募一加るに臣行い
。II以度債入と者発応がわう
非下額市札のい・行募各れ。
価一を場で決う第一限國る、
格國定特あ定一I以度債入価
競債め別つを及非下額市札格

二 八 口

争非者特国行争非者特国 札非
入価・別債 入価・別債 発競
札格第参市 札格第参市 行争
発競II加場 発競I加場 入

五國条特億国条特十額た條億いに五一付一會九つ定う億額
十債の別九債の別万で利第二て基万兆国項計億いにち円面
三に規会百に規会円一付一千はづ円二債のに九て基、
億つ定計兆国項六、き、千に規関千はづ財
円いにに円いにに百債の十額發同五つ定す九、き政
て基関円て基関て基關九に規万面行法百いにる百額發法
、づす、づす、づす十つ定円金し第八て基法七面行第
額きる額きる額きる九いに、額た四十はづ律十金し第
面發法面發法面發法億て基同で利十二、き第五額た第
金行律金行律金行律九はづ法千付七億額發四万で利第一
額し第額し第額し第千、き第八國條八面行十円七付一
でた四でた四でた四六額發六百債の千金し六、百國債の
四利十千利十十利十百面行十十に規三額た條特四債の
百付七六付七九付七六金し二八つ定百で利第別十に規

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行	二 ハ 口 イ 払	七 行 込 金 額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行
者 特 国 札 非 入 価 發 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行	低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 第 参 市 行 争 發 競 札 格 第 参 市 行 争 發 競	ハ 口 イ 払	行 込 金 額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行
第 参 市 行 争 發 競 価 I 加 場 ' 入 行 争 格 日	单 位 金 發 競 II 加 場	位 金 發 競 II 加 場	I 加 場 入 行 争 額
額そ額	平す額の振	五	千十七二
面れ面	成るの記替	万	六九万兆
金ぞ金	二。整載法	円	百億五五
額れ額	十数又の	五	二九千千
百の百	四倍は規	十	三百円三
円応円	年の記定	三	十一万百
に募に	十金録に	億	一億円五
つ価つ	月額はよ	円	円十
き格き	十にる		一一億
百百	五よ最振		八
円円	日る低替		八百
以	も額口		九
上	の面座		十
の	と金簿		

十 十 十 十 十 十
九 八 七 六 五 四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年四月十五日おるに属する支払期とし、各支払期に於ける利子を支払う。前六月間に亘り、その日以前に支払うべき百円を支払う。日本銀行は、平成二十六年十月十五日につき百円の額面金額を支払う。

財務大臣から通知を受けた者

十一
二

初利入価・別債行争非
期札格第参市及入価
利発競II加場び札格
子率行争非者特国發競

年〇一七八年期とし、次の算式により算出しだし、支払う。ただし、支払う。たるとき。○一七八年期とし、次の算式により算出しだし、支払う。たるとき。
額面金額 × 0.1 × 1
100 × 2